

環 技 審 第 9 号  
令 和 4 年 9 月 2 2 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会  
会長 平 野 勝 也



(仮称) 稲子峠ウインドファームに係る環境影響評価準備書について (答申)

令和4年5月19日付け環対第89号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。

## (仮称) 稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価準備書に係る答申

### 1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）の大部分が流域保全上重要な水源かん養保安林に指定されている。このため、建設工事に係る土地の改変は必要最小限にとどめ、保水（用水確保及び洪水緩和）及び水質浄化等の森林機能の支障とならないよう適切に配慮すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、環境影響の一層の回避・低減に努めること。また、環境影響評価項目として選定しなかった環境要素に対する影響について軽減に努め、配慮の内容についても具体的に評価書に記載すること。
- (3) 予測結果に不確実性を伴う項目等について、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる環境保全措置を講じること。
- (4) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

### 2 個別的事項

#### (1) 騒音及び風車の影

- イ 工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測結果において、低減策である「乗合の促進」の有無による二段階の予測結果とする等、低減策を適切に評価に反映した記載に見直すこと。
- ロ 「沿道1」地点における工事用資材等の搬出入及び「環境1」地点における建設機械の稼働に伴う騒音レベルの増加分が、生活環境に与える影響は大きい。一方、実行可能な環境保全対策を踏まえ、安易に「実行可能な範囲で低減が図られている」とはせず、住民目線で事実を丁寧に伝えること。
- ハ 風車の音による健康影響が不確実であることを踏まえ、施設の稼働に伴う将来の騒音の予測において、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）のみの評価とせず、「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」（WHO 欧州事務局、平成30年）に基づく予測結果も併記した上で、超過した事実等も明確に記載した評価とすること。
- ニ 最寄りの住民に対して、風車の影による影響の低減対策として高木を植林する等を検討し、施設稼働後の影響をあらかじめ説明すること。

## (2) 水質

沈砂池 A19 と沈砂池 B2 からの排水が下流の沢の濁度に影響するため、適切な集水域を考慮した上で、沢へ直接放流せず、道路側溝へ放流する等、排水設備を再検討すること。

## (3) 地形及び地質

イ 風力発電設備 (T17) は、事業区域の北部に位置する土砂災害警戒区域等 (土石流) に指定されている溪流 (坂の下沢) の流域に対して、土砂災害リスクを高める可能性が高いため、十分注意して設計・施工にあたること。

なお、施工にあたっては、水みちや斜面形状を十分に把握した上で、当該流域への土砂流出を防ぐ万全の措置を講じること。

ロ 事業区域に多くの地すべり地形が存在するため、移動体の上に風力発電設備等を設置する場合には、あらかじめ地盤の安定解析等を行い、風力発電設備等の構造や配置又は位置・規模は十分に安全側での評価が得られるものとする。

## (4) 動物

イ 餌動物が緑地に誘引されることによる希少猛禽類のバードストライクやバットストライクを防ぐため、ヤードを緑化せず、砂利敷き又はチップ敷きとすること。また、ヤードではない平場は猛禽類の餌狩場とならないように配慮しながら、早期の森林復旧 (高木林化) に努めること。

ロ コウモリの短時間の LED ライト調査では飛翔を確認できなかったため、事業着手前の 8 月から 9 月にかけてコウモリの幼獣が飛翔する時期に、事業区域東側のブナの天然林近傍において集中的に追加調査を実施し、必要に応じて防除対策及び衝突防止対策を講じること。

ハ 高さ 50m において、カットイン風速より強風時でも 50% 程度のコウモリの飛翔が確認されているため、あらかじめ遠隔操作によるカットイン風速のアップ及びフェザリング導入可能な機種の選定をするなど環境保全対策を講じること。

さらに、工事着手前の調査において希少なコウモリの飛翔が多く確認された場合は、超音波発信機等による軽減措置も講じること。

ニ 行動範囲の狭い生物にとって、広い範囲を考慮した評価結果は適切ではないため、調査結果を適切に解析し、影響が出る生物については正しく予測及び評価すること。

## (5) 植物

イ 改変区域の植生の復元に当たっては、「生態系被害防止外来種リスト」(環境省)等を参考とし、外来種の侵入が起こりにくいような種及び管理方法とすること。特

に、種子の選定にあたっては、地域性種苗の利用等を前提とし、在来種であっても自生個体との交雑が起こらないよう遺伝的攪乱の防止に配慮すること。

ロ 希少種の個体群には、改変区域から十数 m の近距離に位置するものもあることから、施工時に生育地に攪乱が及ばないように道路を迂回させるとともに、施工後の生育地の環境変化（日照環境及び水環境等）が起こらないように配慮すること。

#### (6) 生態系

イ 沈砂池は、施設稼働後に湛水すると、新たな水辺の動植物が定着する可能性があるため、水が浸透しやすく、長期間水が溜まらない構造とし、事後調査を実施すること。

また、沈砂池の設計に際しては、元の地形を考慮して排水方向を再度検討し、より影響の少ない方法とすること。

ロ 風車の周囲約 250 メートルの範囲を小鳥が利用しなくなるという知見があるため、事後調査として同じ地点で縄張記図法による調査を実施すること。また、事後調査において小鳥が急激に減少した場合、昆虫の糞量調査又は木の枯損量調査を追加で実施し、生態系の事後調査を完結させること。

ハ 今後、事業区域周辺の人工林の伐採によって希少猛禽類が風力発電設備付近に誘引される可能性があるため、供用期間中は周辺の林業者と協調し、風力発電設備の周囲 500m 程度までの伐採を行わず、より遠い場所では伐採を行って餌狩場の創出を行うなど、猛禽類の保全と林業を両立させる体制づくりを行うこと。

#### (7) 人と自然との触れ合いの活動の場

予測地点「きららの森（七ヶ宿オートキャンプ場）」における予測結果について、騒音の予測地点「環境 1」との比較だけでなく、テントやキャンピングカーなどの遮音性能を考慮した評価とすること。

また、WHO の環境騒音ガイドライン (WHO, 1999) において、自然保護区等の静穏さが求められる野外環境について「既存の静穏な地域は守られるべきであり、自然の背景音と騒音の比は低く保たれるべきである」と述べていることを鑑み、キャンプ場に必要の静穏さが十分保たれるよう配慮すること。

#### (8) 温室効果ガス

風車の周囲約 250 メートルの範囲を小鳥が利用しなくなった場合に、昆虫が増え、立木の枯損等の被害が生ずるおそれがある。このため、事後調査では枯損量を踏まえた CO<sub>2</sub> 削減量の評価とすること。

#### (9) 放射線の量

リター層及び土壌の放射性物質濃度について、高い値が検出されているため、ホットスポットを考慮して施工の際に掘削した土壌の比放射能を測定し、放射線管理をすること。

(10) その他

事業区域北部に生息する希少猛禽類について、周辺で計画されている（仮称）七ヶ宿陸上風力発電事業との累積的な影響が懸念されるため、後発事業者が累積的な影響を予測できるよう調査情報を提供する等、協力すること。